

筑豊石炭坑業組合初代総長 石野寛平略歴書(手記)

米津, 三郎
福岡県地方史連絡協議会副会長

<https://doi.org/10.15017/13617>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 6, pp.35-38, 1976-03-15. エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：

筑豊石炭坑業組合初代総長 石野寛平略歴書(手記)

米 津 三 郎

明治十八年に設立された筑前国豊前国石炭坑業組合は、小坑濫立の弊を改め、石炭の生産と流通に秩序をもたらし、炭坑業発展のための基礎確立を図るものであった。福岡県勸業課の属官石野寛平の指導のもとにこの画期的な坑業組合が組織され発足し、石野寛平が乞われてその初代総長に就任した。

石野寛平については筑豊鉱業五十年史、若松築港会社五十年史、同七十年史、門司新報(北九州市立中央図書館蔵)などによって、その動向を知ることができる。とくに門司新報の記事によれば、明治二十六、七年ごろから大正十年九月十六日別府で胃潰瘍の療養中に死亡(七十四才・天錫院石翁伴遷居士)するまで、その活動状況がよく報道されている。

私が石野寛平のことを調査するため、末子の功寛氏(故人)を福岡に訪ねたのは十年前のことであるが、そのとき見せていただいた石野寛平の手記である「石野寛平略歴」をここに紹介しようと思う。この手記は大正七、八年ごろに書かれたものである。手記は野紙十一枚に毛筆で書かれている。若松築港会社七十年史の中にも石野寛平手記が録されているが、これは若松築港会社の創立経過と社長就任時期(明治二十九年退任)における経営の内容が主であり、ここに紹介するものとは内容を異にしている。

石野寛平略歴(旧藩時代を除く)

嘉永元年一月生と戸籍面にあるも

実は同年十二月生也

- 一、旧平戸藩士族にして代々松浦伯爵家に仕事す(父は右吉と称す)。
- 一、外、旧藩時代の勤務及文武学歴は省略す。
- 一、明治三年廃藩置県の制を定めらるゝに当りて、平戸藩は長崎県に属し、郡村の制を改め大小区制を定めて、戸籍法発布せらし時、余は同県六十九大区戸長里正兼戸長を命せらる。
- 一、明治五年秋、長崎県雇准判任心得を以て庶務課に従事す。同年秋、長崎県権大区長に任せらる(今の長崎市及び其近郷第一大区より第五大区まで、各区に戸長を置き、長崎市内に役場を置き調所の名を以て之を統轄す)。
- 一、明治六年秋、佐賀県江藤の乱ありし時、同県の召に応じ、権少属に任じ、後中属に任らる。平定後庶務課に仕へて大小区制及び学務を担当し、専ら学制施行に努力す(事前学制を奉ぜざる為、一般に学事行はれさりし也)。
- 一、明治九年四月、佐賀県を廃し三潞県に合併せらるゝに当り、一般県官は廃官となり、同年夏福岡県に召されて警部に任せらる。
- 一、同年秋、熊本県神風連の乱あり。延て我が福岡県秋月藩士等之に応じ暴発す。我が警察部は巡查隊を編製して討罰に従事す。数十日にして平定。
- 一、明治九年十二月鹿児島私学党不穩の状あり、報道具さに到る。余は時の福岡県令渡辺清氏の内命を承け辞職、鹿児島に徴行し其内状を視察すること式週間にして復命と共に復職せり。因に曰く、当時内務少輔林友幸氏已に鹿児島にあり、余は少輔の指導に依りて各方面を視察するを期したり。此行は秘密にして、

大西郷・桐野等の諸傑にも面会を遂て、其心事を會得して進退を決するを主眼とせしに、大西郷は霧島に在り会するに由なく、時の県令大山綱良氏及警察課長中島猛彦、大書記官田畑常秋等の外は、司法官、旧知人等に面会し、凡そ要領を得たり。而も此頃警視庁警部等を初め、軍人等帰省を名とし、四拾余名の内探が入込めるに就ては、為に地方志士の憤怒を買ふ如き状況あり。余は寧ろ有害と認むる理由有りとして、林少輔ニ計り、共ニ視察を中止せしなり。

一、明治十年一月、余が林少輔に別れて福岡に帰りし後、纔かに十日にして鹿兒島の変を伝ふ。真に意外なりし也。

一、爾來交報頻りに至り、天下の人心恟々たり。宜なり一世の人傑たる大西郷を首め数多の豪傑其左右に在り、数千の勇士を有する忠臣が、猝かに此暴挙を為すとは信すべからざれば也。

一、我福岡藩士の多くが、又鹿兒島に応せんとするの兆あり。余等は之が警戒に任じ努力せしも、其甲斐なく終に暴発せり。余は巡查隊を編成するの任に當り、第一小隊長として始終陸軍と相應して、谷町、野芥、金武等に転戦して大いに勝利を得、首魁を捕虜とし、二週間以内之を獄定せり。

一、明治十年秋、西南の役全く平定するに當り、余は福岡県第八大区々長の職に轉し（御笠、那珂、席田の三郡）、即ち今筑紫郡之なり。滿一年に到らずして辭職、同十一年春郡制施行に當り、余は福岡県に復して属官となり、同十八年十二月迄、八ケ年間学務衛生課に従事し、後勸業課に轉し商工務及林務を兼ね、専ら鉱業の事を担当せり。之より先、余は本県が石炭豊富の大地域を有するに拘らず、鉱業の制度嚴ならず、採炭方の劣悪にして乱掘をなし、延て炭田を荒敗せしめんとするの弊を看破した

れば、之か改良進歩を期し、炭床をして永保する必要があるを感し、先其第一手段としては、各実業者の統一を図るを要し、同業組合を組織することを勧誘したり。

一、明治十八年十月に到り、石炭業組合組織の成立に當りて、余は筑豊五郡各鉱主等の懇請を容れて、其十二月県官を辞し休職となり組合総長の職に即けり。之より先き、余は石炭実業者は五郡に跨れるものなるが故に、組合の中心は若松港ならざるべからざるを就任の条件となせし也。爾來果して之に定まり、爰に開設せし同組合は今尙隆々として存在せり。世上石炭鉱に望みを属するもの漸次多きを加え、鉱区取得競争の激烈となりたるに際し、余は組合の決議を齎らし、農務省当局に交渉し、石炭所在の地域及炭脈趨向地点・埋蔵量等の調査を行はれん事を稟請し、農務省当局に於て之を容れ、爾來凡そ半ケ年間に亘りて实地調査を行はれ、図書となりて世上に存在し、石炭鉱に關する指令は則ち之か根本なりと見るを得べし。

一、爾來当地方の石炭業は統々として拡大し來りしに、其運搬に關しては一条の遠賀川の水運に俟つの外あらず。為に運搬停滞し、隨て鉱業家の困難名状すべからざるに至れり。余は已に之を慮り、若松を起点とする運炭鐵道の布設を唱導し、各地有志者と相應して之が允許を出願するに到りしは、明治十九年より二十一年に亘れり。然るに若松港を起点とする事に於て、一の困難なりしは、若松港口の水深は五尺五寸を出でず、尙且、水道及港腹の狹隘にして、鐵道より運ふべき石炭及貨物を吞吐するの到底不可能なる事是也。其の道の學者経験家は勿論、鐵道局ニ於て到底允許を得る事不可能なるに帰着せんとす。爰に於て余は港口の改良と共に之を凶らざれば、終に目的を達すべからざ

るを寛り、是より先き当地有志者和田（源）、和田（喜）、森（滋）其他有数の人と計り、相尋で港口浚渫の計画を企てたり。而して当時第六土木監督署長たりし工学博士石黒五十二氏に乞ひて内容顧問とし、実表測量・水深・風位・潮流等の調査を行へり。是総て博士の指導に俟ちしなり。而も其結果終に浚渫のみにては徒勞に属し、築港として防波堤を築き、沿岸を整理する時は必ず成功すべき信条を得たる余は、爰に於て鉱業組合総長の職を退き、鐵道業を分離して専ら築港事業を經營する事とせり。当時石炭の供給か一時増加し、需用未だ之に伴はざりし為め炭価暴落、斯界は非常の打撃を蒙り、炭業家の多くは倒産の慘状を呈せり。而も当然前途に多大の囑望を以て經營したりし三菱、三井其の他の有志者も、築港の事に就ては其力らを貸す人に乏しく、其他鉱業者の多くは自家炭業の打撃を受つたあるが為に、力ら能はずとて、一旦築港の発起者として署名せし人々も、之を放棄して顧みざるの形勢を表はせり。尙、地方人も又、石炭の不況と運命を共にするのみならず、鐵道・築港共に排斥するが如き言行を為すものも多かりしなり。築港業に就ては、官庁の交渉及び地方の苦情等に関して辛酸をなめたるは今更言を俟たず。後二十四年に至りて三菱側の賛助を得るに至り、渋沢男等の尽力に依りて方針確定し、稍安心の域に達せり。余は其後明治二十九年若松築港会社社長を退きたり。抑々余ハ本来築豊鉱業の為に一身を投じ、公共の事に努力するを以て使命なりと観じたれば、苟も政治に関せず二に築港事業に身を委したり。地方鉱業者にありては、安川、平岡、麻生其他一、二の有志、及び当市にては和田（源）、和田（喜）、森（滋）其他二、三の同志者と誓つて、斯業を成功せん事に努力したり。

當時同志多しと雖も、資産を投尽し身命を堵しても、断して成功せざんば息まざるの決心ありし人は、果して幾許ありし歟。余は前述の如く、当初の方針により若松築港会社に長として同社を管理し、稍々其基礎の確立するに到りて、同二十九年春奉職を退けり。

一、余ハ其職を辞するに當り、会社より叮重なる慰勞詞に添へ金壹万円を贈与せらる。其後又若松町より叮重なる慰勞詞に添へ、金杯を贈与せらる。

一、其後余は暫く長崎市に去りて、始めて一家の事を処理しつつありしに、若松町に於て商工会を組織したるも、会長故山本周太郎氏辭職に付、余は其職を襲ん事を当地有志等より交渉せられしにより、余は之を諾せり。余已に老境に入れり。本来菲才浅学、其任に堪るや否や覚束なしと雖も、曾て本市の寒村時代に來りて、聊か開發の端を開きし事を回顧するとき、此上一層努力せば、或は其甲斐あるべしと観念し、今や其職に就きしより已に八星霜を閱せり。而して未だ何等之功績を見ざるは、老朽に因せしこと論を俟たずと雖も、余は聊か抱負なきにあらざ、静かに前途を觀つつあるなり。

余又、若松商工会を基礎として、県聯合商工会の副会長及び洞海湾開發聯合調査会の幹事長たり。

一、日本赤十字社正会員、日本掖濟会員、武徳会員等となり、又、國產奨励会発起人たるなり。

一、余又曾て受領せし褒賞等は多々有之も、一々之れを記憶せず、又、其記録を逸せり。但し、其重なるものを挙ぐれば、

一、佐賀県及福岡県在職中、本県下騷擾の際、内務大臣大久保利通氏及本県々々北島秀朝氏より、職務勉勵の廉により受領せしも

の多々ありと雖も之を略す。

- 一、明治十年西南騒擾の際尽力せし廉により当時の賞勲局総裁三条実美公より、賞状及び金壱百円を賜わる。
- 一、明治三十年の頃（歳月未詳）警察署敷地寄附の賞として、福岡県知事安場保利氏より銀大杯を贈らる。
- 一、明治三十九年（歳月未詳）道路敷地寄附の賞として、長崎県知事荒川儀五郎氏より銀大杯を贈らる。
- 一、木杯三ツ組及び単個、学校新築其他寄附の為に褒状式十数通。

佐賀新聞大正期炭坑記事 (二)

町田保次

大正三年六月一日

松島炭坑株式会社 第三期 自大正二年十一月 至大正三年 四月 決算公告

貸借対照表

貸方		株券	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
		積立金	一三、〇〇〇、〇〇〇
		借入金	五五〇、〇〇〇、〇〇〇
		預金	八、一二四、七二〇
		前期繰越金	五、三三二、七一五
		当期利益金	一四四、四一八、四八二
合計			二、七二〇、八七五、九一七

借方

起業費	二、四三七、三三四、七七八
貯蔵物品	三五、二五六、二〇九
石炭	一〇八、〇七一、一七五
未決算	七、六八六、六九二
他店勘定	一三一、九六五、七七七
正貨	五六一、二八六
合計	二、七二〇、八七五、九一七

利益金勘定

当季利益金	一四四、四一八、四八二
前期繰越金	五、三三二、七一五
合計	一四九、七五一、一九七

内

役員賞与金	八、七〇〇、〇〇〇
積立金	二〇、〇〇〇、〇〇〇
恩給基金	一〇、〇〇〇、〇〇〇
配当金(手一割)	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
後期繰越金	一一、〇五一、一九七
右之通りニ候也	
大正三年五月三十一日	

長崎市常盤町三番地 松島炭鉱株式会社
 取締役会長 古賀春一 常務取締役 細正之助
 取締役 牧田環 頼尊淵之助 藤岡浄吉 荻田延治郎
 馬場卓一 岩田謙三郎

(59頁へ続く)